



第4章 施策を“着実に”“効果的に”推進していくために

◆多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

地域社会が抱える課題は、より一層複雑・多様化しており、頻発する自然災害への備え、複合化する福祉課題への対応など社会全体で対処すべき「公共」の分野が拡大しています。

これまでも企業との包括連携協定の締結や、各種団体との協議会の形成などにより、連携・協働して課題解決に向けた取組を行ってきましたが、持続可能なまちづくりを実現するためには、これまでに以上に連携を強化し協働を進め、課題への対応力を高めていく必要があります。

区内には、地域や社会の課題を解決するため、区民、地域団体、市民活動団体・グループ、学校、企業、他の行政機関など様々な団体等が活動しています。マルチパートナーシップの重要性を常に意識し、これらの活動主体と一丸となって諸課題の解決に取り組めます。

マルチパートナーシップは、生活に身近な地域の課題解決においても必要です。各地域では「地域活動協議会」が防災、防犯、地域福祉、子育て支援など地域に根差した様々な活動を行っています。しかしながら、個人の生活様式や価値観の多様化が進み、浪速区では転出入の件数のほか、単身世帯やマンションなどの共同住宅に住む世帯、外国人住民の割合が高く、住民の地域振興会への加入率は3割を下回っており住民どうしの“つながり”や“きずな”が弱くなっています。

例えば、災害時など“いざという時”に頼りになるのは、近くに住む住民や身近にある地域です。若い世代やマンション住民など、より幅広い人と人とのつながりづくりや自治会・町内会単位の活動等を支援し、住み慣れた地域で人と人がつながり支え合う豊かなコミュニティづくりを進めるとともに、概ね小学校区単位で形成されている「地域活動協議会」において、様々な地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められるよう、地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。



<地域活動協議会の会議風景>



<安全・安心まちづくり大会
(令和元(2019)年10月)>



<SDGs 宣言式
(令和元(2019)年11月)>

◆基本的人権と多様性の尊重

近年、いじめや児童虐待、高齢者虐待など深刻な人権侵害が発生しています。浪速区では、外国につながる住民が多く、多文化共生の取組を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などにより、感染者や周囲の人、医療関係者、海外からの帰国者等に対する不当な差別や、ステイホーム生活で拡大した雇用不安やDV・虐待など、新たな人権課題が生まれています。

人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

転出入の受付から保健福祉、生活支援に至るまで、区行政全般にわたって、職員一人ひとりが職務を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務に取り組みます。

これまで毎年、西・港・大正区とともに、各種団体と連携して「人権展」を開催し、また広報紙やホームページ等を通じて人権啓発に取り組んでいますが、悪質な差別落書きをはじめ、未だに許しがたい差別事象が起こっており、情報化の進展に伴ってインターネット上に差別的な書き込みや動画が投稿されるなどの行為も発生しています。

他者の生命や財産はもとより、心をも傷つける行為はどのような行為であっても断固許さない強い意志を持って、差別のない社会の実現に向けて、引き続き積極的に取り組みます。そのため、区民一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、態度や行動に結びつけられるよう、より一層の人権啓発の取組を進めます。



大阪市人権啓発キャラクター
“にっこりな”



＜人権週間の啓発のぼり・啓発ポスター＞



＜憲法週間ポスター＞

❖ICT を活用した利便性の向上

多くの人にとって、日々の生活や仕事でのスマートフォンやパソコンなどの ICT 機器やインターネットの利用は欠かせないものとなっており、スマートフォンなどを使えば、自宅から簡単に買い物や銀行手続き等の様々なサービスを受けることができます。

しかしながら区役所では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大への対策として、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保が求められているにもかかわらず、対面でのやりとりを前提とする行政手続き等が多く存在しています。また、ICT が進歩して社会全体の利便性が向上する一方で、社会から取り残される人が増えていく可能性があります。

今後、新型コロナウイルス感染拡大防止や新しい生活様式に対応し、ICT の活用による区民の利便性の向上を図るため、区役所窓口に行くことなく、パソコンやスマートフォンなどの利用により自宅や外出先からでも行政手続きができるようオンライン化を進めるほか、自宅や外出先から会議やイベントに参加したり、進行状況をチェックできるようオンラインでの開催や中継を採り入れたり、生活のあらゆる場面でいつでも容易に必要な情報を入手できるよう SNS 等を活用した、より効果的な情報発信に取り組みます。

さらに、地域活動協議会をはじめ区内で活動する地域団体や市民活動団体、事業者等との連携を強化し、区民の ICT リテラシーの向上を図るほか、防災や防犯、福祉や医療、子育て、地域活動の活性化など幅広い分野において、ICT を活用した課題解決を進めるなど、区民の安全・安心な暮らしの実現に向けて取り組みます。



<大阪市行政オンラインシステム>



<地域のオンラインイベント>



<令和3(2021)年度・区民まつり ON 祭>

❖SDGs（持続可能な開発目標）の達成貢献

世界には様々な問題があり、複雑に影響を及ぼしあっています。豊かな恵みを生み出す自然を維持できないと経済や社会を発展させていくことはできません。

そこで、これらの様々な問題を解決し、今だけでなく将来に渡っても持続できる、より良い世界をつくるために世界中の国々が2015年国連サミットで2030年に向けた目標について話し合い、17の目標を定め合意しました。この目標が「持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）」です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲット、232の指標から構成され「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての関係者がパートナーシップの下に経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む」としています。「2025 大阪・関西万博」では、開催目的としても位置付けられ、2030年のSDGsの達成にとどまらず、その先に向けた姿が示されることも期待されています。



また、SDGsは現在、大阪市が進めている様々な取組とも密接な関わりがあります。たとえば、「子育て・教育環境の充実」「真に支援が必要な方への支援」「防災力の強化」「若者・女性の活躍躍進」「ごみの減量・リサイクルの推進」などです。

浪速区においても、2019（令和元）年11月に「SDGs推進連携宣言（右記参照）」を行いました。コロナ禍で取組が減退傾向にある中、広く区民の皆さんにSDGsを知っていただき、日常の暮らしや事業活動の中で実践につながるよう区民をはじめ区内の企業・NPO法人・学校・地域団体・行政機関とのパートナーシップをより強化し、SDGs目標達成に貢献する視点をもって区のあらゆる課題の解消に向けて取り組んでまいります。

「SDGs推進連携宣言」

世界中には貧困と飢餓に苦しみ、戦争の絶えない地域で暮らす子供たちが多くいます。

また、気象の変化が激しく、大きな災害が各地で発生し、地球の温暖化が進んでいます。

わたしたちの使命は、この地球が持続可能な社会を形成していくために、様々な課題に向き合っていくことです。

わたしたちがくらす浪速区は、地域の力や企業の力が結集した、愛すべき素晴らしいまちです。

誰一人取り残さない、住み続けたい浪速区を目指して、直面する社会課題や地域課題に対して、みんなで連携と協力を進め、地域の発展に向けていっしょにSDGsの推進に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

2019年（令和元年）11月21日
浪速区SDGs推進連携宣言式

<用語解説集 (50 音順) >

※()内は最初に出てきた頁

【あ行】

ICT・ICTリテラシー (P21)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「ICT (Information & Communications Technology の略語)」とは情報通信技術のこと。 ・ICT リテラシーとは、情報関連技術を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能のこと。
アウトリーチ (P11)	
	支援が必要であるにもかかわらず、自ら相談できない、もしくは自発的にサービスを求めようとしないなどの理由により支援が届いていない人に対し、訪問等により積極的に働きかけ、サービスや支援につなげようとする取組
青色防犯パトロール (P5)	
	大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のこと。
いきいき百歳体操 (P8)	
	<p>アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成 14 (2002) 年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操のこと。</p> <p>要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週 2 回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になる。</p>
A ケアカード (P9)	
	医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー及びヘルパーの持っている、患者（利用者）の情報をコンピュータで管理しそれぞれの情報を診察や介護にフィードバックすることで、今まで以上に、よりよい医療・介護サービスを提供するための仕組みのこと。
A C P (人生会議) (P9)	
	もしものときに備え、本人が大切にしていることや、「どこで」「どのような」医療・ケアを望むのかを前もって考え、周囲の信頼する人たち（御家族や医療・介護スタッフ等）と話し合っ共有する取組。
「大阪市通学路安全プログラム」 (P5)	
	平成 24(2012)年に全国的な登下校中の児童生徒の死傷事故や、平成 30(2018)年の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故、同年の他都市での登下校時の不審者事案による事件を受けて本市で策定されたもの。児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全・防犯・防災の 3 つの観点で通学路の安全確保を図ることを目的に関係する機関（学校、警察、建設局、区役所、教育委員会事務局等）が連携して通学路の調査、対策必要箇所の抽出、対策の検討・具体化につなげる取組を行っている。

【か行】

権利擁護 (P7)	
	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動、本人の利益を本人に代わって擁護すること。
「こども 110 番の家」 (P5)	
	子どもたちが知らない人から「声掛け」「痴漢」「つきまとい」などの被害を受けた時に、大人に助けを求めて逃げ込むための地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）など。目印となるプレートなどを掲げていただいている。

【さ行】

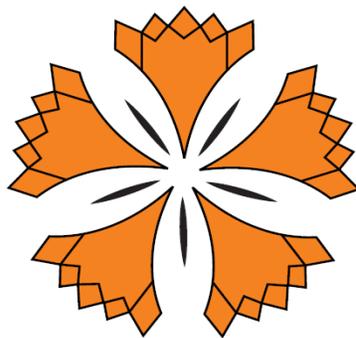
「自助」「共助」「公助」(P3)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「自助」：自分（家族）の命を自分（家族）で守ること ・「共助」：地域の皆さんで互いに助け合うこと ・「公助」：国や市の行政機関が対策を行うこと
生活習慣病 (P9)	
	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する症候群のこと。
成年後見制度 (P7)	
	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し法的に権利を与えられた成年後見人等（家庭裁判所から選任）が、本人に代わって福祉サービスや適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。「法廷後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれている。

【た行】

地域活動協議会 (P19)	
	おおむね小学校区を範囲として地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い協力しながら様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みのこと。浪速区では 11 地域で設立されている。
地域振興会 (P19)	
	<p>他都市では町内会・自治会と呼ばれている地縁による任意団体。</p> <p>大阪市地域振興会は昭和 50(1975)年 6 月にコミュニティづくりを大きな目的に掲げて発足し、地域のお祭りや運動会などのコミュニティ活動をはじめ、震災訓練、安全・安心なまちづくり、環境美化活動など、地域活動の基礎的な組織として重要な役割を果たしている。</p> <p>また、日本赤十字社に対しては、赤十字奉仕団として災害救助活動や保健衛生等の事業に積極的に協力している。</p>
特定健診（特定健康診査）(P9)	
	40～74 歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成 20（2008）から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師・保健師・栄養管理士等による特定保健指導を受けることができる。

【は行】

避難行動要支援者 (P3)	
	高齢者、障がい者等配慮を要する要配慮者のうち、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合、人に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。
フレイル状態 (P9)	
	日本老年医学会が frailty（フレイルティ）の日本語訳として提唱した用語。加齢によって心身の活力（運動機能や認知機能等）や、社会的なつながりが低下した状態をいい、健康状態と要介護状態の間に位置する。
包括連携協定 (P19)	
	地域が抱えている課題（福祉、環境、防災からまちづくりまで多岐に渡る）に対して、自治体と民間企業が協力し、解決を目指す協定のこと。



浪速区の花 なでしこ

大阪市浪速区役所 総務課（企画調整グループ）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

電話：06-6647-9683

FAX：06-6633-8270

HP

大阪市浪速区役所

検索

